

神奈川歯科大学附属病院臨床専攻生規程

平成 19 年 4 月 1 日制定

（目的）

第 1 条 この規程は、神奈川歯科大学附属病院において、最新の治療と、高度な医療技術に接することにより、歯科医療に対する幅広い知識と高度なテクニックを習得することと、日本歯科医学会・専門分科会に属する学会の認定医及び専門医の資格取得を目的とする。

（研修コース）

第 2 条 臨床専攻生に以下の研修コースを設ける。

- (1) 実践コース：診療あり（手当の支給あり）、研修費あり
- (2) 専修コース：診療なし（手当の支給なし）、研修費あり
- (3) 出向コース：診療あり（手当は派遣元より支給）、研修費なし

（出願手続）

第 3 条 臨床専攻生を志望する者は、次の書類を揃え病院長に願い出なければならない。

- (1) 願書 1 通
- (2) 履歴書 1 通
- (3) 医師、歯科医師免許証の写し 1 通
- (4) 保険医登録証の写し 1 通
- (5) その他必要な書類（健康診断書・臨床研修終了登録証等）

（認可）

第 4 条 認可は書類審査の上、診療科長会の議を経て決定する。

（診療・研修）

第 5 条 臨床専攻生は、診療科長の指示に従い、各診療科で診療または研修を行うこととする。

（期間）

第 6 条 臨床専攻生の診療または研修は、許可された年度の末日までとする。

（雇用契約及び手当）

第 7 条 臨床専攻生（実践コース）は学校法人神奈川歯科大学との間で、年度毎に雇用契約を締結する。また、次の各号に定める手当を診療従事月の翌月に支給する。

- (1) 日当：時給 1,500 円（診療実績があった場合のみ支給）
 - (2) 1) 診療報酬手当：計算式[診療報酬額－（日当×勤務日数×3）]×割合％²⁾
2) 1)の割合は矯正歯科・顎・口腔インプラント科は 12%とし、その他の診療科は 22%とする。
 - (3) 支給額の月額上限は 19 万円とする。
2. 臨床専攻生（実践コース）の同月内の診療日数は、10 日以内とする。
3. 臨床専攻生（出向コース）は、本規程に対し本務先の公的関係機関における研修に関する規約等を優先することが出来る。

（研修費）

第 8 条 臨床専攻生（実践コース）（専修コース）については、別途「神奈川歯科大学附属病院臨床専攻生研修費使途に関する内規」により、研修費の使用を認める。

（登録料）

第 9 条 臨床専攻生は、許可された研修期間に基づいて次の登録料を神奈川歯科大学附属病院に納入する。登録料は当該年度毎に 1 回とする。

- (1) 実践コース 40 万円（消費税別）

(2) 専修コース 10 万円（消費税別）

(3) 出向コース 10 万円（消費税別）

（取消し）

第 10 条 院内の秩序および風紀を乱す行為があったときは、診療科長会の議を経て許可を取り消すことがある。

（改廃）

第 11 条 この規程の改廃については、診療科長会の議を経て理事会に報告する。

附 則

この規程は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

この規程は、平成 31 年 4 月 1 日から一部変更施行する。

（神奈川歯科大学臨床専攻生規程に基づき一部改正とする）

この規程は、令和 3 年 4 月 1 日から一部変更施行する。

この規程は、令和 5 年 4 月 1 日から一部変更施行する。